

公立大学法人福井県立大学理事会規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学定款第15条第1項に規定する理事会（以下「理事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 理事会は、理事長、副理事長および理事をもって構成する。

(審議事項)

第3条 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見および年度計画に関する事項
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定により知事の認可または承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項
- (4) 大学の学部、学科その他の重要な組織の設置または廃止に関する事項
- (5) 職員の人事および評価に関する事項
- (6) その他理事会が定める重要事項

(経営審議会または教育研究審議会の先議)

第4条 前条各号に掲げる事項で経営審議会または教育研究審議会の審議事項であるものについて審議しようとするときは、あらかじめ、当該事項に関して経営審議会または教育研究審議会の審議を経るものとする。

(招集)

第5条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会に付議する事項は、招集の際通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第6条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときまたは議長が欠けたときは、副理事長が議長の職務を行う。

(定足数および議決)

第7条 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(議事録)

第9条 議長は、理事会の議事について、議事録を作成しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。